

個人情報保護制度

令和5年4月1日から個人情報保護制度が変わります！

1. 個人情報の保護に関する法律の改正

令和3年5月19日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことにより、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、これまでは個人情報を取り扱う主体ごとに国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者に分かれていた3本の法律が、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正個人情報保護法」）に一本化されました。

令和5年4月1日からは、地方公共団体にも改正個人情報保護法の全国的な共通ルールが適用されることとなりました。

2. 県における個人情報保護制度について

県における個人情報の取扱い等については、これまで島根県個人情報保護条例（以下「条例」といいます。）において定めてきましたが令和5年4月1日から改正個人情報保護法の適用となり、現行の条例は廃止となります。

3. 個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等について

改正個人情報保護法の施行に必要な事項等を定めるため、「個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定しました。

詳細は、県ホームページ（総務課）をご覧ください。

～令和5年4月1日から個人情報開示請求の手続きは次のとおりとなります～

①任意代理人でも開示請求ができるように

これまで、本人又は法定代理人しかできなかった開示請求が今後は本人から委任を受けた任意代理人でもできるようになりました（請求の際の必要な様式は別途相談ください）。

②新たに保有個人情報の開示実施の申出が必要になります

保有個人情報の開示を希望する場合は、原則として開示決定後30日以内に開示実施の申出を書面により行う必要があります（令和5年3月31日までに開示請求があったものを除く。）。

③開示請求書の様式の変更

請求書等の様式が、一部変更となります（令和5年3月31日までは、現行の請求書を御利用いただけます。）。

④開示決定等の期限の変更

保有個人情報の開示請求に対する開示等決定期限が、次のとおりとなります。

- 開示請求に対する決定期限：請求日の翌日から起算して30日以内
- 決定期限の延長：30日以内（合計60日以内）

※④にあわせて情報公開請求においても、同様の取扱となります（令和5年4月1日から）